

中野高行 提出 学位申請論文

『日本古代の外交制度史』 審査報告書

### 論文の内容の要旨

中野高行提出の学位申請論文「日本古代の外交制度史」は、本論の序章、第一部四章、第二部三章、第三部四章および補論、第四部二章、終章の一六編、補論一編からなる。内容は日本古代、主として八、九世紀の外国使節に対する接遇、慰勞詔書、使節の接遇に当る官人の特質、日本の「帰化人」の用語の適否を取挙げ、外交史のうちの「外交制度」という概念ないし分野に関して論述する。補論は本論を承けて、外交制度の定義、構成要素について補足し論じ直す。

序章「外交制度史」という視座」は従来の日本の「外交交渉史」でなく、石母田正の提起した国家成立史の「国際的契機」論とそれを承けた個別研究をもと

に、中国の黎虎の挙げた漢唐間の外交制度についての考察の視点やカテゴリー（項目）を参照し、本論文の研究対象を外交（入境）儀礼、外交機関、世界観（帝国主義概念）、外交文書、外交官吏、世界観に関わる「帰化人」概念に該当するものとする。本論文は外交組織、外交様式の実態の究明により、「外交制度」という新視座の有効性を提示すると唱える。

第一部「新羅使に対する給酒規定と入境儀礼」第一章「延喜式玄蕃寮式に見える新羅使への給酒規定」は六世紀後半、海上交通の要地の敏売崎と宿舎の難波館で使節の祓えのための神酒の供給が、それぞれの奉斎グループの支出で行われた。壬申の乱を機に天武・持統期に神功皇后の三韓（新羅）征討伝説が新羅に強要され、給酒も新羅使のみに行われることになったとする。第二章「相嘗祭の成立と天高市神話」は新穀感謝祭の相嘗祭が新嘗祭と関連して六世紀に源流があり、天高市の国譲神話からみて天武、持統期に在地の有力神（神社）が取り込まれたとみる。第三章「難波館における給酒八社」は新羅使に給酒用の稲を出す八社は元

来外国使節の入京ルート上にあつて饗応を行い、六世紀中頃以降天武期に慰労や神の加護、穢れの祓えのために新羅使に対して難波館で一括してなされることになつたという。第四章「新羅使に対する給酒と入境儀礼」は難波館の給酒諸社が鬼魅の宮城への侵入を防ぐために境界でチマタの精霊に奉幣、供応する祭祀に関わり、港、辻、衢、峠、橋、川を通過する際に執行されたのは、神酒供給の同心意識、祓え、慰労という意義があつたと推測する。

第二部「慰労詔書に関する基礎的研究」第一章「慰労詔書に関する基礎的考察」は八、九世紀、天皇が新羅、渤海の国王に対して宛てた国書（外交文書）の慰労詔書の基本的論究である。蕃（藩屏）国の王には「天皇敬問」で始まる文書で、蕃使には七世紀後半以降口頭で外交意思伝達がなされたが（対蕃使詔）、九世紀初めの儀式整備により消失し、中国に範をとる詔書に一本化されたと説く。第二章「慰労詔書の「結語」の変遷」は慰労詔書の書式の変遷過程、書式成立と中国の慰労詔書の書式の関係、慰労賞書式の受容について論じる。慰労詔書末尾の慣

用語句（結語）は時代により変化し（指宣注意↓遣書↓略遣書）、それは隋唐が周辺諸国に発給した慰勞制書の「結語」の影響によるとし、遣唐使、または書儀、令式の書籍を通して書式の導入、受容が行われたと見通す。第三章「慰勞詔書と「対蕃使詔」の関係」は、外交意思の制度的な側面、外交の官司や天皇権力との関わり方を、新羅、渤海などの蕃国王宛の慰勞詔書と対蕃使詔の関係から迫る。八世紀、両方は同一内容で、対蕃使詔を慰勞詔書として文章化したが、九世紀には他の国内文書と同様に儀式の一環として独立するために分かれるとみる。

第三部「外交使節処遇の決定主体と宝亀年間」第一章「八・九世紀における大  
学明経科教官の特質」は、使節来日時に「存問使」として外交に携わる大学明経  
科の直講の履歴や素性を詳しく追究し、中国に倣った経済的待遇を受け、先進文  
化を承けた帰化人系、讃岐出身者や畿外の紀氏、物部氏が多数を占めることを明  
らかにする。第二章「八・九世紀における外記の特質―『外記補任』掲載人名の  
分析―」は、論者の検討に基づく『外記補任』の信頼性を踏まえ、太政官の外記

の特質について人物の実態面から考察する。文書実務を扱う外記は帰化系氏族、畿内系、地方豪族がおり、明経・紀伝両道のいずれかに精通したこと、外記の歴史は史や内記、地方行政に携わる国司や勘解由使などが多いこと、議政官に昇任せず国司への遷任が多いことを述べる。第二章「八・九世紀における内記の特質」は、詔勅を作成する内記に任じた者は皇親系や畿内出身者が多く、帰化系や地方出身者の少ないこと、紀伝道の専門家が多く、議政官、蔵人、省の四等官に就く者の他、存問使などを兼任し、後には遣唐使になる人物もおり、外交に関与する職能があったことを指摘する。第四章「日本古代における外国使節処遇の決定主体」は、八世紀、外国使節の処遇を決定する過程、天皇と太政官の外交への関与を考察する。新羅使、渤海使の来着地に遣された使が来朝理由を尋問し、国書、信物を検査する権能を持ったが、宝亀四年（七七三年）以後、大宰府、国司による代行もあり、処遇内容の指示が太政官処分から勅裁へと変化すること、太政官議政官が合議、決定したが太政官の審査権限は天皇の外交大権と抵触しないこと、

宝亀期の諸変化は光仁朝支配層共通の対外政策の結果であることを説く。論争のある派遣官人の国書開封権や大臣外交にも言及する。

補論「天平宝字八年七月甲寅条について―石井正敏氏のご指摘への回答―」は、第四章で『続日本紀』の新羅使の携えた執事省牒の記事を国書開封権の史料として使えないとして、国書開封権の存否に疑義を呈したことへの反論の再批判である。国書開封権の「国書」概念の再検討を求めている。

第四部「小中華意識における「帰化（人）」第一章「帰化人」という用語の妥当性」は、帰化人の用語を不適切とする諸説を批判し、古代史上、国家の支配層が使った世界観の本質を表す重要な語句であるから、研究上不可欠な言葉であり、それを渡来人の用語に変えるのは不相当とする。第二章「帰化（人）の成立過程と論理構造」は、律令国家に至る時期の帰化概念の成立過程の究明の重要性を述べる。二章ともに、先行学説の論評、紹介である。終章「総括と課題」は、各部分のまとめに課題を付言し、K・E・ボールディングの脅迫―対抗脅迫シ

システム概念を紹介して、東アジア諸国の関係の説明に有効であるという。

補論「外交制度史の概念について」は、上記本論の外交制度史研究に対する河内春人の批判（『史学雑誌』一二〇―六）にえつつ外交制度の概念を再考する。

その外交制度の分析視角、項目（要素）の指定基準への疑問に対して、外交は当該国の国家意思、政策意思を実現、ないし諸国に伝達するもので、外交制度はそのために構築された官僚組織、外交施設、イデオロギーであるとする。外交制度の構成要素として、世界観、イデオロギー、儀礼に關与する相嘗社、外記、内記、国書について再説し、帰化の用語、概念の変化の実態を論じる。

#### 論文審査の結果の要旨

本論文の最大の特徴は、日本古代史の研究では手着かずの外交制度史の用語を初めて使い、その概念および研究分野を提唱し、それに挑んだ意欲的な研究であ

ることである。特に論者が古代外交史、対外関係史の分野で、外交文書の総括的、本格的な検討を目指して研究に先鞭をつけたことは学界でも知られている。すなわち先行研究で位置付けが曖昧であった外交制度について、特に外交儀礼の形式上、基本ともいべき天皇による君主間の文書（国書）交換とそれ以外の使節などに対する意思伝達を区別して捉え、外交文書の類型化を試みており、最近の丸山裕美子や廣瀬憲雄に代表される古代書儀研究にもつながる先駆的業績である。文書伝達が国家間の外交行為中の最重要手段であることを詳細かつ明快に述べたものである。第二部、なかでも第一章の慰勞詔書の研究は本論文の優れた箇所である。ただ八世紀初の口頭伝達から文書伝達への移行の態様、九世紀以降の儀式整備による外交使節との間の意思伝達の変容については文書様式論ないし若干の制度的な見通しがあるものの、未解明のままになっている。

外交実務を担当する官人、あるいはその実務の基礎となる大学の学問や教官についても細かな検討が見られる。国書作成にも携わる外記、内記の人物分析は一



定の傾向を抽出しており、精緻な基礎的データを提供するという意義が認められる。しかしその実態がどのような理由、背景によるかは触れられず、外交制度史上の機能などとの直接の関わりが明確でない。

論者は従来の研究では外交制度の追究が不十分であり、そのためには国書、すなわち国家の君主同士の最も基本となり重要な、外交文書による意思伝達の構造解明が必要であると問題意識を闡明にする。だが第二部や第三部補論以外では、問題となる議論について関連史料の吟味や証明を簡略にし、結論も先行学説に依拠するか断定を避ける嫌いがある。例えば第一部第一章、第二章、第三部第一章である。史料の少ない研究分野において、実証的、論理的に究明するのが容易な作業でないにしても、全体像に迫るためには扱う国書の範囲を広げるなどして、あたらう限りの工夫を試みることが望まれる。

外交使節処遇の決定主体に関して、天皇と太政官の両者による外交権および実質的運営主体の総体と見なし、あるいは役割分担があったとする理解を述べるの

は重要な論点である。だが使節の入国、入京の可否を審査する官人の外交実務の内容と、それを管轄する太政官、さらに政治組織上その最上位にある天皇が外交大権を掌握、行使することとを対比させて議論する感を受ける。補論で外交官吏の概念、実態を述べるが、八、九世紀の古代国家では外交業務を専門に担当する寮司などの官司、機関が八省の管轄下に存在しない。太政官、治部省の官人を外交官吏であると簡単に規定できない。遣唐使は派遣の都度に任命される臨時官司であり、恒常的に外交を職掌とする官司、官人は設置されないのであって、むしろその性格や意味を追究すべきであろう。古代国家の遣唐使、遣新羅使の派遣などに代表される外交政策は、論者の推測通り太政官の構成者間で合意形成がなされたと考えられるが、外交手続きには天皇との意思疎通が必要とされた。そうした外交方針の策定や外交の管理、運営に当る要人たちと国書を作成する内記などの官人や来朝する使節の尋問に当たる使の実務、権限とは、全体的に天皇と太政官の関係を反映すると認められるにしても、まずは職能、立場を異にするものと

して区別して考えるべきであろう。

これらは本論文で取挙げる外記、内記などを厳密には外交機関といえるか、国書の文書様式を押さえることで古代の外交制度の実質がどの程度まで究明されるのかという問題にもなる。

八、九世紀の交に外交制度が日本固有の制度から中国化へと転換を遂げることが大局的に把握する点も評価できる。ただ九世紀の外交で一つの制度のなかで残るといふ日本的なものや中国的なのがいかなる形態で存在したか、また外交交渉が新羅、唐との間で余りなく、渤海が主な相手国となって推移しており、年号制などの制度、変化の実態との関係がどうであったかについても論及して欲しい。

論者が序章と補論で外交制度史の視座として掲げる研究の基準項目は多岐に亘っており、すべてを等しく論じることが史料の制約もあり、相当に苦心が要る。

高校教員としての厳しい研究環境のなかでの研究を持続してきた努力も多とする。だが外交制度史という歴史における統一的全体を主張するからには、その理論的

枠組みに即したポイントを一一の個別事例の実証ないし集積により解明する必要がある。上述した以外に、本論文で扱う外交使節（外交官吏）、小中華思想、帝国主義概念に関する検討は一部に止まっている（なお論者の論文に、「天智朝の帝国性」『日本歴史』七四七、「推古朝と帝国性」『東アジア世界史研究センター年報』五がある）。「帰化人」の語句は古代国家支配層の用語であるに違いないが、それと近現代の歴史学その他の語句、表記として使うことの是非とは別の事柄であろう。終章で脅迫システム論を引き、古代の東アジア世界のあり方を説明できるとするのも、日本や東アジアに即した具体的な分析、展開がなく、やや唐突の感がする。

結局、本論文の構成がやや雑然とした印象は拭えない。学説史、研究史の上で積極的な提言と独創性ある成果を含むことは注目に値する。それと同時に外交制度史の樹立を目指すためには、まだ探究すべき課題があり、史実の実証という点でも未解決の部分のあることを指摘せざるをえない。この点は今後の研究に俟つ

ところである。

本論文は日本古代史研究において、外交制度史という未開の領域を切り拓いて問題提起しており、とりわけ慰勞詔書をはじめとする外交文書研究の先駆をなしたことを高く評価したい。よって、本論文の提出者中野高行は博士（歴史学）の学位を授与するに相応しいものと認められる。

平成二十四年十一月二十八日

主査	國學院大學大学院客員教授	鈴木靖民	印
副査	國學院大學教授	金子修一	印
副査	國學院大學教授	佐藤長門	印
副査	慶應義塾大学教授	長谷山彰	印

【訂 正】

3 頁 1 3 行目 : 慰勞賞 ↓ 慰勞詔